

24都市建企第74号
平成24年4月23日

公共建築物における東京都耐震マーク表示制度の運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東京都耐震マーク表示制度の運用において、公的な機関が率先して取り組むことにより、建築物の耐震性能に係る情報を速やかに建築物利用者等に提供し、制度の普及啓発に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、東京都耐震マーク表示制度要綱（平成24年4月23日付24都市建企第74号）において使用する用語の例による。

（対象とする建築物）

第3条 この要綱の対象とする建築物は、国、都、区市町村、東京都住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構（以下「公的な機関」という。）が所有又は管理する建築物とする。

（耐震マークの対象となる建築物）

第4条 耐震マークの交付の対象となる建築物は、新耐震基準に適合していることが確認されている建築物として、第3条に定める公的な機関から都に申請のあった建築物とする。

附則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。